レーシングカート貸出に関する特約

本特約は、フューズ有限会社フジマックスレンタカー（以下「当社」）が定めるレンタカー貸渡約款に付加して適用する特約です。本特約と貸渡約款の内容が異なる場合は、本特約が優先します。

第　1 条(適用範囲・サービスの内容)

1．本特約は、当社がインストラクター（整備・走行指導・運用を担当するスタッフ）を付してレーシングカート（以下「本カート」）を貸し出すサービス（以下「本サービス」）に適用します。

2. 本カートは競技・走行専用車両であり、公道を走行することはできません。

3. 本カートの使用は、当社が指定するサーキット（以下「指定サーキット」）内で、当社が定める日時・走行枠・走行条件の範囲に限ります。

第　2 条(利用資格)

1．借受人は、次の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 満13歳以上であること（未成年者は親権者の同意書を要します）

(2) 身長・体重その他、当社が定める体格条件を満たすこと

(3) 心身の状態が良好で、モータースポーツの走行に支障がないこと

(4) 酒類、薬物、その他走行に影響を及ぼすおそれのある物の影響下にないこと

(5) 当社が指定する誓約書・同意書に署名または電子的に同意していること

2. 運転免許証の有無にかかわらず、当社は走行経験・技量を確認し、走行をお断りまたは中止できます。

3. 前項の判断による走行のお断り・中止について、当社は損害賠償責任を負いません。ただし、返金については第12条によります。

第　3 条(危険性の認識)

借受人は、レーシングカートの走行が、転倒、衝突、接触、車両火災、部品の脱落、他の走行者との接触など、重大な傷害や死亡に至る危険を本質的に伴う活動であることを理解し、その危険を自ら認識したうえで、自己の責任において走行します。

第　4 条(保険の不付帯)

1．本カートには、自動車保険（自賠責保険・任意保険）、レンタカー向け車両保険、その他これに類する保険は一切付帯されていません。本カートは公道を走行しないため、自動車損害賠償保障法による自賠責保険の対象外です。

2. 当社は、本サービスのために借受人を被保険者とする傷害保険、賠償責任保険、車両保険等を付保しません。また、免責補償制度（CDW等）も適用されません。

3. したがって、本サービスの利用中に生じる損害は、次条のとおり原則として借受人の負担となります。借受人は、必要に応じて自己の責任で、傷害保険・生命保険・モータースポーツ対応の保険等に加入してください。なお、一般の保険契約では、競技・レース・サーキット走行中の事故が保険金支払の対象外とされていることが多いため、借受人は事前に自身の保険契約の内容を確認してください。

第　5 条（損害の負担）

1．借受人は、本サービスの利用中に生じた次の損害すべてを、自己の費用と責任で負担するものとします。

(1) 借受人自身の生命・身体の損害（治療費、通院費、入院費、後遺障害、死亡等を含みます）

(2) 本カートの損傷・滅失の損害（修理費、部品代、交換費用、修理期間中の営業損害（休車損害）を含みます）

(3) 指定サーキットの施設・設備、他の走行者、同行者、第三者の生命・身体・財産に対する損害

2. 前項(2)の修理費等は、当社が実費に基づき算定した金額を、当社の請求から30日以内に支払うものとします。

3. 摩耗・消耗部品（タイヤ、ブレーキ、クラッチ等）の通常使用による消耗は、借受人の負担としません。ただし、不適切な運転による異常摩耗・破損はこの限りではありません。

4. 借受人が複数人で走行する場合、各借受人は連帯して責任を負います。

5. ノン・オペレーション・チャージ（NOC）について

当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をその損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわりなく申し受けます。
※車両・対物事故免責額補償制度での補填に含まれません。
※NOCには消費税（地方消費税含む）はかかりません。

ノンオペレーションチャージ　　200,000円

第　6 条(当社の責任)

1．前2条にかかわらず、当社の故意または重大な過失により借受人に生じた損害については、当社が賠償責任を負います。

2. 当社の責めに帰すべき事由（整備不良、インストラクターの重大な過失等）がある場合、第5条第1項の定めは、その範囲で適用されません。

3. 前2項のほか、法令により当社が責任を免れることができない場合は、法令に従います。

第　7 条(インストラクターの役割)

1．インストラクターは、本カートの整備、走行前点検、調整、走行時のサポート、安全上の指示等を行います。

2. 借受人は、インストラクターおよび指定サーキットの指示（ブリーフィング、旗信号、ピットイン指示、走行中止指示を含みます）に従わなければなりません。

3. インストラクターによる点検・助言は、安全を保証するものではありません。走行の判断と操作は、借受人自身の責任で行ってください。

第　8 条(走行条件・禁止事項)

借受人は、次の行為をしてはなりません。

(1) 指定サーキット外での本カートの走行・搬出・移動

(2) 当社が許可していない走行枠・コース・走行条件での走行

(3) 他の借受人・走行者への故意の接触、危険な幅寄せ、妨害

(4) 装備（ヘルメット、グローブ、レーシングスーツ等、当社が指定する安全装備）を着用しない走行

(5) 本カートの改造、部品の取り外し、第三者への転貸・譲渡

(6) 当社が許可していない撮影機器の走行中の持込み

(7) 飲酒後、薬物使用後、体調不良時の走行

(8) その他、当社またはインストラクターが危険と判断する行為

第　9 条(事故・故障時の対応)

1. 事故・転倒・接触・故障が生じたときは、借受人は直ちに走行を停止し、インストラクターまたは当社スタッフに報告してください。
2. 負傷した場合の応急措置や救急搬送は、当社が可能な範囲で手配します。ただし、搬送・治療にかかる費用は借受人の負担です。
3. 借受人は、事故の状況について、当社およびサーキット運営者の調査に協力しなければなりません。

第　10 条(走行の中止・利用の終了)

当社は、次の場合に、借受人への事前の通知なく走行を中止させ、本カートの返却を求めることができます。

(1) 借受人が本特約または貸渡約款に違反したとき

(2) 天候、路面状態、サーキットの閉鎖、本カートの不具合その他の事情により、安全な走行ができないと当社が判断したとき

(3) 借受人の運転・体調に危険があると当社が判断したとき

第　11 条(禁止事項違反の損害)

借受人が第8条に違反して損害を生じさせた場合、当社は、第5条の損害のほか、サーキットの使用料、代替車両の手配費用、その他当社に生じた損害の賠償を請求できます。

第　12 条(走行不能・中止時の取扱い)

1. 当社の責めに帰すべき事由により走行できなかった場合は、未使用の料金を返金します。
2. 借受人の事情（体調不良、遅刻、第2条による参加不可、天候を除く自己都合等）による場合の取扱いは、レンタカー貸渡約款の通りとします。
3. 天候等の不可抗力による中止の場合は、振替または返金とします。

第　13 条(誓約書・同意書)

借受人は、本特約の内容（特に第3条から第6条）を十分に読み、理解したうえで、本サービスの利用に同意するものとします。当社は、走行前に、借受人から署名または電子的同意を得た誓約書を受領します。

第　14 条(合意管轄)

本特約に関する紛争は、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則:この約款は、令和8年10月 15日から施行します

フューズ有限会社　フジマックス事業部
〒870-0873
大分県大分市高尾台1-1-2